

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、平成 28 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 2 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		計算		その他		延滞納の出		納税	
事業等	②	事業等	①	雑損控除	⑩	申告期限までに納付する金額	57	課税される所得金額	26	配偶者の合計所得金額	49	延滞納届出額	58	納税	
農業	③	農業	②	医療費控除	⑪	延滞納届出額	58	上の②に対する税額又は第三表の②	27	専従者給与(控除)額の合計額	50	延滞納届出額	58	事業	
不動産	④	不動産	③	社会保険料控除	⑫	青色申告特別控除額	51	配当控除	28	青色申告特別控除額	51	延滞納届出額	58	住民	
利子	⑤	利子	④	医療費控除	⑬	基礎控除	24	災害減免額	39	基礎控除	24	延滞納届出額	58	資産	
配当	⑥	配当	⑤	医療費控除	⑭	基礎控除	24	再算引所得税額(基準所得税額)	40	基礎控除	24	延滞納届出額	58	総合	
給与	⑦	給与	⑥	医療費控除	⑮	基礎控除	24	復興特別所得税額	41	基礎控除	24	延滞納届出額	58	分属	
公的年金等	⑧	給与	⑦	医療費控除	⑯	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の額	42	基礎控除	24	延滞納届出額	58	計算	
その他	⑨	雑	⑧	医療費控除	⑰	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の額	43	基礎控除	24	延滞納届出額	58	信付	
短期	⑩	雑	⑨	医療費控除	⑱	基礎控除	24	外国税額控除	43	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
長期	⑪	雑	⑩	医療費控除	⑲	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
一時	⑫	雑	⑪	医療費控除	⑳	基礎控除	24	所得税の中間納税額	45	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑬	雑	⑫	医療費控除	㉑	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の第1期分・第2期分	46	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑭	雑	⑬	医療費控除	㉒	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	47	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑮	雑	⑭	医療費控除	㉓	基礎控除	24	納める税金	47	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑯	雑	⑮	医療費控除	㉔	基礎控除	24	還付される税金	48	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑰	雑	⑯	医療費控除	㉕	基礎控除	24	配偶者の合計所得金額	49	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑱	雑	⑰	医療費控除	㉖	基礎控除	24	専従者給与(控除)額の合計額	50	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	⑳	雑	⑱	医療費控除	㉗	基礎控除	24	青色申告特別控除額	51	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉑	雑	⑳	医療費控除	㉘	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	52	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉒	雑	㉑	医療費控除	㉙	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉓	雑	㉒	医療費控除	㉚	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	54	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉔	雑	㉓	医療費控除	㉛	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	55	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉕	雑	㉔	医療費控除	㉜	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	56	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉖	雑	㉕	医療費控除	㉝	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	57	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉗	雑	㉖	医療費控除	㉞	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	58	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉘	雑	㉗	医療費控除	㉟	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	59	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㉙	雑	㉘	医療費控除	㊱	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	60	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊱	雑	㉙	医療費控除	㊲	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	61	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊲	雑	㊱	医療費控除	㊳	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	62	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊳	雑	㊲	医療費控除	㊴	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	63	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊴	雑	㊳	医療費控除	㊵	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	64	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊵	雑	㊴	医療費控除	㊶	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	65	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊶	雑	㊵	医療費控除	㊷	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	66	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊷	雑	㊶	医療費控除	㊸	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	67	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊸	雑	㊷	医療費控除	㊹	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	68	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊹	雑	㊸	医療費控除	㊺	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	69	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊺	雑	㊹	医療費控除	㊻	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	70	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊻	雑	㊺	医療費控除	㊼	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	71	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊼	雑	㊻	医療費控除	㊽	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	72	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊽	雑	㊼	医療費控除	㊾	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	73	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊾	雑	㊽	医療費控除	㊿	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	74	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	
合計	㊿	雑	㊾	医療費控除	㊱	基礎控除	24	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	75	基礎控除	24	延滞納届出額	58	年月日	

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は記載しません。
- 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(38万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 (損失申告用)

FA0054

<small>住所又は事業所等</small> ××市〇〇町1-2-3	<small>フリガナ氏名</small> コクゼイ ハナコ 国税 花子	
<small>整理番号</small> 		<small>一連番号</small>

第四表(一)

(平成二十八年分以降用)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)					59	6,000,000	円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費等	⑥差引金額 (④-⑤)	⑦特別控除額	⑧損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円	円
		総合譲渡			円		円
	長期	分離譲渡		円	円		円
		総合譲渡				円	円
	一時						円
C 山林							円
D 退職				円			円
E 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等							円
							円
					円		円
F 先物取引							円
特例適用条文							

申告書第四表(損失申告用)の記載方法の詳細は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」をご覧ください。

2 損益の通算

所得の種類	①通算前	②第1次通算後	③第2次通算後	④第3次通算後	⑤損失額又は所得金額
A 経常所得	59 6,000,000 円	第1 6,000,000 円	第2 6,000,000 円	第3 6,000,000 円	6,000,000 円
B 譲渡	短期 総合譲渡	61	1	2	3
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	62 △	次	次	次
	長期 総合譲渡	63	通	通	通
	一時	64	算	算	算
C 山林		65	算		②
D 退職			66	算	
損失額又は所得金額の合計額					71 6,000,000

<small>資産</small>	<small>整理欄</small>
-------------------	--------------------

《第四表(二)》

平成 28 年分の <small>所得税及び復興特別所得税</small> の確定申告書(損失申告用)										FA0059
3 翌年以後に繰り越す損失額								整理番号 	一連番号 	
青色申告者の損失の金額							72			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							73			
変動所得の損失額							74			
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	C 差引損失額 (A-B)			
	山林以外	営業等・農業		. .	円	円	75			
	山林	不動産		. .			76			
	山林			. .			77			
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							78			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							79			
4 繰越損失を差し引く計算										
年分	損失の種類			A 前年分までに引ききれなかった損失額	B 本年分で差し引く損失額	C 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(前)				
A 年 (3年前)	純	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	/				
			山林所得の損失							
	損	年が白色の場合	変動所得の損失							
			被災事業用資産の損失	山林以外	山林					
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
	雑損失									
B 年 (2年前)	純	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/				
			山林所得の損失							
	損	年が白色の場合	変動所得の損失							
			被災事業用資産の損失	山林以外	山林					
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
	雑損失									
C 27年 (前年)	純	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/				
			山林所得の損失							
	損	年が白色の場合	変動所得の損失							
			被災事業用資産の損失	山林以外	山林					
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			15,450,000	6,000,000					9,450,000
	雑損失									
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				80	円					
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				81	円					
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				82	円					
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額							83			
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額							84			
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額							85			
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額							86			
							資産	整理欄		

第四表(二) 平成二十八年分以降用 ○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 73欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。